

2016.02

【発行責任者】
勝山 竜矢【記事担当者】
菊地 芳枝〒160-0022
新宿区新宿1-36-12
サンカテリーナビル6F
社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス
03-6328-2239

「キャリアアップ助成金」の拡充！

雇用関係助成金のキャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース・多様な正社員コース）に助成額の拡充が行われることとなるようです。

正規雇用等転換コースは、有期雇用のパートさんです。これへ平準化の考えが導入され、2016年10月以降に転職する場合は、改正後の支給額が適用される予定です。

中小企業様が、有期契約労働者等を正規雇用する場合、前年度の計画書提出など様々な要件が整います。

ご興味のある企業様は、是非弊社までお問い合わせください。

正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充

～キャリアアップ助成金の拡充～【平成28年2月10日（予定）改正分】

※（ ）内は中小企業以外の額です。

1. 正規雇用等転換コース

○ 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

① 有期→正規 1人当たり **60万円（45万円）** 【改正前 50万円（40万円）】② 有期→無期 1人当たり **30万円（22.5万円）** 【改正前 20万円（15万円）】③ 無期→正規 1人当たり **30万円（22.5万円）** 【改正前 30万円（25万円）】

2. 多様な正社員コース

○ 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等した場合

① 有期→多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）

1人当たり **40万円（30万円）** 【改正前 30万円（25万円）】

② 無期→多様な正社員

1人当たり **10万円（7.5万円）** 【改正前 30万円（25万円）】③ 多様な正社員→正規 1人当たり **20万円（15万円）** **新規**

（注）正規→短時間正社員の助成対象となった者を除きます。

※ ①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合
1事業所当たり10万円（7.5万円）加算 **加算措置に変更**

ご注意

▶ 1、2のコースは転換等の日、3は訓練計画書提出の日が平成28年2月10日（予定）以降となる場合に改正後の支給額が適用されます。

▶ ただし、改正後の支給額が改正前の支給額を下回る場合（注）は、平成28年3月31日までの間、改正前の支給額が適用されます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

4月から雇用保険料率が引下げか？

現在、雇用保険法の改正法案が審議されている中、様々な改正案が出ているようです。

昨今、雇用情勢が良くなっていることで、雇用保険料が4月からは下がっていくという考えが広がっています。

一般の事業では、現在の従業員負担率が8%から0.4%へ、事業主負担率が0.5%から0.7%に引き下げられます。

その一方で、6歳以上の方も新規で雇用される方が増えるなど、その改正案が加えられる可能性があります。

編集後記

受託されたお客様の報告をいただき、誠にありがとうございます。おかげさまで、1月の社会保険料の納付が完了しました。おかげさまで、1月の源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付が完了しました。

2月のスケジュール

2/1～2/29 1月分社会保険料の納付

2/1～2/10 1月分源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付